

みなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議
(2009年10月20-23日 第16回年次会合で採択)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

現在の資源状況及び特に産卵親魚資源量が初期産卵親魚資源量の3%から8%の間にあると助言した拡大科学委員会の最新の資源評価に重大な懸念を有し、拡大委員会は現在の総漁獲可能量の11,810トンから意味のある漁獲量の削減を実施すべきとした拡大科学委員会の勧告を考慮し、

みなみまぐろの最適利用のために、その保存及び管理を行う自らの責務を自覚し、

水産業界に対して総漁獲可能量の迅速かつ持続的な削減に適応するための時間を与えることが望ましいことを認識し、

合理的な期間内に、初期産卵親魚資源量の20%とした暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントまで資源を再建することを決意し、

資源を再建させるためには、非常に長い期間削減を継続する必要があることに留意し、

拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が、漁獲量の水準が自国の国別配分を遵守したものとなることを確保し、拡大委員会によって採択された保存管理措置を実施するために、必要な手段を講じることの責務を認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第8条3(a)に従い、拡大委員会は次のとおり決定する。

1. 2010年漁期及び2011年漁期における全世界のTACは、2年間の平均が現在の全水域のTACの80%¹になるよう削減されるものとする。
2. したがって、2010年漁期及び2011年漁期の全世界のTACの平均は、9,449トンとする。
3. メンバーは、自国の配分²の2010年漁期及び2011年漁期への分割方法を2009年11月15日までに事務局に公式に通告するものとする。
4. CCSBTの管理手続き(MP)は、2010年の年次会合において拡大委員会がこれに合意できるよう、同年中に最終化されなければならない。
5. 加入量が歴史的に経験された低い水準よりさらに低くなった場合などの例外的状況に対し、緊急的な対応策がMPの一部として開発されなければならない。
6. MPは2011年に導入され、2012年以降のTACはMPに基づいて設定

¹各メンバーは一年目の漁獲量を可能な限り多く削減しなければならず、またメンバーは現在の水準より少なくとも10%以上の削減に努めなければならない。

² 国別配分に関するメンバーの合意の詳細は、拡大委員会報告書を参照。

されなければならない。

7. MP が 2012 年までに最終化されない場合、拡大委員会は、同委員会が新たな資源評価に基づいて TAC を決定しない限り、2012 年漁期の TAC を 5,000 トンから 6,000 トンの水準まで削減することを採択するものとする。